

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出及び協働体の構築に取り組む。
- サプライチェーン全体の情報共有及び見える化による業務効率化を行う。
- BIMを積極的に取り入れ、協力会社や施工者との連携を強化し、効率化を図る。
- グリーン化への取り組みとして、SDGsに沿う建築設計を常に意識し、ライフワーク及びライフサイクルの観点からも省エネで低炭素化になる建築を目指す。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と協力事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 價格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、委託時に業務内容を協力事業者へ提示し、協力事業者から出てくる業務費用見積書を基に協議します。協力事業者から金額変更協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど協力事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

業務完了時にも協力事業者に特段の落ち度が無ければ、不合理な値引き要請を行いません。

② 手形などの支払条件

委託代金は現金（銀行振込）で支払います。支払い時期に関しては、設計業務委託の場合は役務完了後（各種検査合格後）60日以内に支払います。設計業務以外の業務は納品後60日以内に支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、協力事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わない様にします。災害時等においては、協力事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理に依頼・交渉します。
- 今後も約束手形の利用はせず、現金払いとします。

令和5年9月20日

有限会社 N設計	代表取締役 西澤 重門
企 業 名	役職・氏名（代表権を有する者）